

調達要求番号：2SB01A30004

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
エレベーター保守点検（POG契約）	福岡地本-Z232201		
	作 成	令和 4年 1月21日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課	
作 成 者	准陸尉 小野 祐二		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊福岡地方協力本部庁舎のエレベーター保守点検（POG契約）について規定する。

1.2 用語及び定義

本仕様書で用いる用語及び定義は次による。

1.2.1

保守

エレベーターの清掃，注油，調整，消耗品の補充・交換等を行うことをいう。

1.2.2

点検

エレベーターの損傷，変形，摩耗，腐食，発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し，保守及びその他の処置が必要かどうかの判断を行うことをいう。

1.2.3

POG契約

「Parts・Oil・Grease」の略で，定期的な機器・装置の保守・点検のみを行う契約方式で，劣化した部品の取替えや修理等を含まないものをいう。

1.3 機種・数量

機種・数量は，表1による。

表1-機種・数量

機 種		製造メーカー		製造年	数量
乗用エレベーター (P11-750-CO-60) 方向性乗合全自動方式		中央エレベーター工業		2001年	1基
積載量	定員	定格速度	停止階数	付加装置	
750kg	11名	60m/min	5カ所	・ 停電時自動着床装置 ・ 火災時管制運転装置 ・ 地震時管制運転装置	

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部庁舎のエレベーター保守点検（POG契約）を定期的（1回/月）に行う。

2.2 場所

福岡市博多区竹丘町1-12（自衛隊福岡地方協力本部庁舎）

2.3 実施期間及び時間

- a) 実施時期：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- b) 実施時間：09:00～17:00
- c) 点検日時：契約担当官等と調整

2.4 点検要領

点検は、本仕様書に基づき実施すること。

2.4.1 点検項目

- a) 点検項目は、表2を基準とする。

表2一点検項目

点検部	点検項目	点検部	点検項目
機械室関係	制御盤	乗場関係	乗場釦、インジケーター
	ブレーキ		乗場敷居・ドアシュー
	巻上機		乗場扉関係
	電動機		ドアロックスイッチ
	ガバナマシン	カゴ関係	着床装置
	セコンドシープ		給油器
	パルス・タコジェネ		ガイドシュー
	機械室環境		非常止め装置
昇降路関係	各ダクト・ボックス	カゴ関係	ドアマシン関係
	テールコード		カゴ上環境
	メインワイヤー	カゴ室関係	照明・ファン
	レール		非常灯装置
	カウンターウェイト		非常連絡装置
	各リミットスイッチ		カゴ操作盤
	ガバナワイヤー		カゴ敷居・ドアシュー
ピット関係	張り車	カゴ関係	カゴ扉関係
	バッファー		光電管
	カウンタークリアランス	付加装置	停電時自動着床装置
	はかり装置		火災時管制運転装置
	ピット内環境		地震時管制運転装置

b) 点検に際し異常を発見した場合は、速やかに官側に報告する。

2.4.2 特記事項

a) 点検にあたり、表3に示す消耗部品の不良品取替及び消耗品については契約相手方の負担において行うものとする。

表3ー消耗部品及び消耗品

番号	品名
1	ヒューズ
2	軸受けグリス
3	補充用ギア油
4	補充用作動油
5	給油器補充用油
6	停電灯ランプ
7	操作盤ランプ
8	階床表示ランプ
9	カゴ内照明ランプ
10	カゴ上照明ランプ
11	押ボタンランプ
12	ピット点検照明用ランプ
13	ウエス等

b) 点検後は、点検作業報告書（自社定型の点検作業報告書で可）を提出する。

3 監督・検査

検査及び監督は、契約担当官等定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 故障

故障の場合は昼夜を問わず速やかに技術員を派遣し、点検を実施する。

4.2 作業上の責任

本役務に関して、誤って既存部分に損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告した上で、契約相手方の負担において原状に回復するものとする。

4.3 仕様書の疑義

仕様書の内容について疑義が生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

4.4 秘密保全

本役務の履行にあたって、直接又は間接を問わず知り得た事項について第三者への提供を行ってはならない。